

ディスクロージャー分析

TOPIX100銘柄における指名・報酬委員会等の活動状況

当ディスクロージャー分析レポートにおいては、今般の開示府令の改正で2023年3月末決算企業から記載が求められる指名委員会・報酬委員会等の活動状況について、TOPIX100銘柄の企業を対象に分析を行った。

<レポートサマリー>

- 【コーポレート・ガバナンスの概要】において重点活動テーマを記載していた企業は2割未満
- 【役員の報酬等】において、報酬委員会の具体的活動を記載していた企業は4割強

2023年1月31日に公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、開示府令)の改正により、2023年3月末決算企業から、【コーポレート・ガバナンスの概要】において、取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、出席状況)の記載が求められることとなった。そこで、当ディスクロージャー分析レポートでは、TOPIX100企業の直近の有価証券報告書(以下、有報)を対象として、指名委員会・報酬委員会に関する記載の実態について調査を行った。

まず、指名委員会・報酬委員会の構成メンバーであるが、9割もの企業が指名委員会、報酬委員会(類似名称を含む)のメンバーの名前を記載しており、双方ともに70社強が社外取締役を委員長としていた。これは、2022年7月に「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(以下、CGSガイドライン)の別冊として公表された「指名委員会・報酬委員会及び後継者計画の活用に関する指針」(以下、指針)において、委員長は社外取締役とすることを検討すべきとされたが、独立性・客観性と説明責任強化の観点から、実効的な委員会運営を図るため、等の事情が考えられる。そして、【コーポレート・ガバナンスの概要】において、指名委員会・報酬委員会の活動状況のうち特に注力するテーマを記載していた企業は18社であり、

指名委員会・報酬委員会の実効性評価に言及していた企業は1社しかみられなかった。指針においては、取締役会と委員会とが一体として実効的に機能しているか評価を行うことも検討すべきとされているが、委員会の実効性評価についても可能な限り記載していくことが望ましいと考えられる。

2019年1月31日付の開示府令の改正においては、役員報酬等の額の決定過程における取締役会(指名委員会等設置会社にあつては報酬委員会)、委員会等の活動内容の記載が求められているが、【役員の報酬等】において、報酬委員会の活動の年間の具体的な活動を記載していた企業は44社であった。具体的な活動は記載せずとも報酬委員会の定義や権限を記載している企業は35社であった。報酬委員会の開催頻度に関しては、1回~10回超と様々であったが、討議した内容としては、報酬データベースを使用しての同業他社との比較分析、ESG指標の目標と実績、業績連動指標の内容見直しなどの記載が多く見られた。

今般の開示府令の改正により、【コーポレート・ガバナンスの概要】において、指名委員会に関しても、サクセッションプランや社外役員の登用に至るまでの検討過程等が、月日を追った形で記載されていくものと想定される。

下記に、報酬に関して検討過程が詳細に記載されている好事例を挙げる。討議テーマの他に、討議時間、そして報酬コンサルタントの陪席、そして統合レポートの記載内容や従業員報酬についても討議されていることが分かる。

2021年改訂のコーポレートガバナンス・コードにおいては、プライム市場上場会社においては3分の1以上の独立社外取締役を選任すべきであり、必要と考えるプライム市場上場会社は半数の社外取締役を選任すべきとされている。東証の資料によれば、3分の1以上の社外取締役を選任しているプライム市場上場企業は9割を超えている。また、プライム市場上場企業は指名委員会・報酬委員会の過半数を独立社外取締役とすべきとされている。

これらはいくまで形式面の充足を図っている制度に過ぎず、上記のCGSガイドラインや指針が目指すところは、社外役員が持っている知見を総動員して、取締役会の監督を担い、企業価値の向上に貢献していくことである。

今般の開示府令の改正においては、開催頻度、具体的な検討内容、出席状況の記載が求められることになるが、上記の調査でも分かるように、【コーポレート・ガバナンスの概要】において重点活動テーマの記載をしていた企業は2割に満たず、十分な開示がなされているとは言い難い状況である。また、開催頻度の記載も求められるようになるが、回数だけでは深度を尽くした議論がなされているかは十分に窺い知ることができない。

指名や報酬という事柄は機密に関する情報を多分に含んでおり、どこまで開示するかという議論もあるが、統合報告書などの任意開示書類に先行して情報が発信される有報においては、今回新たに開示が求められる【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載と併せて、監督の状況が十分に窺えるような開示を期待したい。

(出所) 株式会社宝印刷D&IR研究所の調査による

(事例) 下線：筆者

オリンパス(株) 有報(2022年3月期) 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 (4) 【役員の報酬等】

報酬委員会の構成は次のとおりです。

- 委員長： 神永 晋 (独立社外取締役)
- 委員： 岩村 哲夫 (独立社外取締役)
- 委員： ジミー・シー・ビーズリー (独立社外取締役)

報酬委員会が行う決議または審議事項は次のとおりです。

- ・取締役および執行役の個人別の報酬等の決定方針
- ・取締役および執行役の職位ごとに支給する報酬の種類、報酬の種類ごとの構成比率、業績連動報酬の指標
- ・取締役および執行役の個人別の報酬等の内容
- ・確定額報酬の個人別の額、不確定額報酬の個人別の算定方法、非金銭報酬の個人別の具体的内容
- ・取締役および執行役の報酬規程に関する事項
- ・上記のほか、取締役および執行役の報酬に関し取締役会から諮問を受けた事項および委員会が必要と認めた事項

なお、当期における当社の役員の報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動は以下のとおりです。

報酬委員会の開催回数は11回で、合計時間は20時間でした。

委員全員が全ての回に出席しました。

報酬委員会は、取締役および執行役の報酬に対する客観的かつ専門的な立場からの情報提供および検討支援を目的に、グローバルに展開する独立報酬コンサルタントのPay Governance社を採用し、2021年4月～2022年3月に開催した11回中10回に陪席しました。

当期における報酬委員会の具体的な活動内容は以下の表のとおりです。

回	開催日付	内容
第23回	2021年4月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1. FY2021-STI結果レビューと支給額の決定について（決議） 2. 18PSU結果レビューと支給額の決定について（決議） 3. Transformational FY22-RSUの設定について（決議） 4. 取締役の報酬について（決議） 5. FY2022-STIについて（討議） 6. FY2022-LTIについて（討議） 7. <u>招集通知および有価証券報告書の記載内容について（討議）</u>
		略
第27回	2021年6月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 譲渡制限付株式報酬（18RS）の制限解除の件（決議） 2. 退任取締役および日本非居住取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式報酬（RSU）の件（決議） 3. 取締役の月例報酬個別支給額および株式報酬ユニット数決定の件（決議） 4. FY2022-STIについて（討議）
第28回	2021年8月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1. FY2022修正事業計画に基づくFY2022報酬の変更の件（決議） 2. FY2022報酬内容変更に関する開示の件（討議）
第29回	2021年8月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1. FY2022 報酬委員会の検討課題について（討議） 2. FY2022 執行役員の報酬について（討議） 3. <u>統合レポートの記載内容の件（討議）</u>
第30回	2021年11月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1. FY2023の執行役報酬について（討議） 2. FY2023の取締役報酬について（討議）
第31回	2021年12月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報酬理念の一部改訂について（決議） 2. <u>従業員の報酬について（討議）</u> 3. FY2023の執行役報酬について（討議） 4. FY2023の取締役報酬について（討議）
第32回	2022年2月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1. FY2022-STIの戦略目標の進捗報告（討議） 2. FY2023執行役報酬について（討議） 3. FY2023取締役報酬と株式保有ガイドライン改訂について（討議） 4. 退任執行役の株式報酬について（決議）
第33回	2022年3月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1. FY2023執行役報酬について（決議） 2. FY2023-LTIについて（討議） 3. 報酬規程の改定について（決議） 4. 従業員の株式報酬に関する報告の件（討議）

(注) FY2022：2022年3月期 FY2023：2023年3月期

18PSU：2019年3月期～2021年3月期を対象期間とする長期インセンティブ報酬

FY2021-STI：2021年3月期を対象期間とする短期インセンティブ報酬

FY2022-STI：2022年3月期を対象期間とする短期インセンティブ報酬

FY2022-LTI：2022年3月期～2024年3月期を対象期間とする長期インセンティブ報酬

FY2023-LTI：2023年3月期～2025年3月期を対象期間とする長期インセンティブ報酬